

特別区の概要

平成26年7月18日

大阪府・大阪市特別区設置協議会

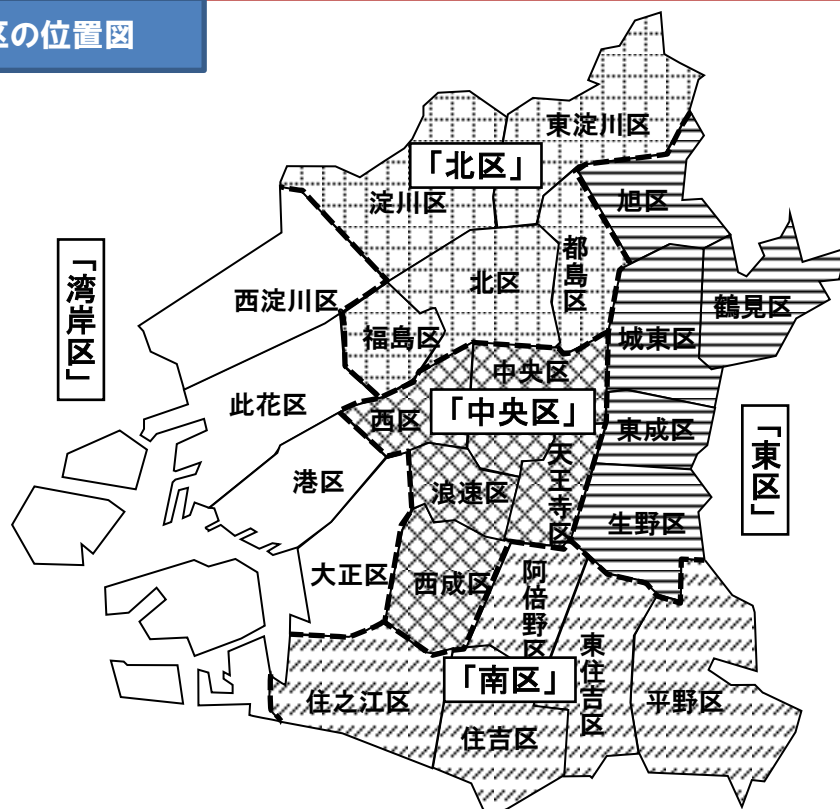
事務局：大阪府市大都市局

特別区設置協定書(案)では、大阪市域に「北区」「湾岸区」「東区」「南区」「中央区」といった新しい5つの特別区を設置することとしております。

この「特別区の概要」は、「北区」をはじめ新しい5つの区毎に、人口など区の概要や、区役所の位置などを協定書(案)の記載内容やデータなどを活用しながら特別区のすがたをお示ししています。

目次

特別区の位置図



特別区	構成する現在の行政区	頁
「北区」	都島区・北区・淀川区・東淀川区・福島区	1
「湾岸区」	此花区・港区・大正区・西淀川区・咲洲・南港地域(※)	15
「東区」	城東区・東成区・生野区・旭区・鶴見区	29
「南区」	平野区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・住之江区(咲洲・南港地域除く)	43
「中央区」	西成区・中央区・西区・天王寺区・浪速区	57

咲洲・南港地域：住之江区南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目、南港南1～7丁目の区域